

第1 管理計画区設定方針

日高山脈襟裳国定公園は、1市11町1村（帯広市、日高町、平取町、新冠町、静内町、浦河町、様似町、えりも町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、中札内村）に広がる面積103,447 haを有し、幌尻岳やペテガリ岳、アポイ岳を代表とする山岳景観と襟裳岬や広尾海岸、庶野海岸などの海岸景観から構成され、昭和56年10月1日に国定公園として指定されている。

本公園は、幌尻岳やペテガリ岳などからなる日高山脈の主要部とアポイ岳周辺、広尾から襟裳岬周辺にかけての海岸線との3地区に分けることができることから、次の管理計画区に分けて管理指針を策定する。〔図1 日高山脈襟裳国定公園管理指針計画区分図〕

- (1) 日高山脈地区管理計画区
- (2) アポイ岳周辺地区管理計画区
- (3) 広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区管理計画区

第2 日高山脈地区管理計画区

1 地域の概要

日高山脈地区は、幌尻岳（2,052m）を最高峰とし、札内岳（1,896m）、十勝幌尻岳（1,846m）、ペテガリ岳（1,736m）、楽古岳（1,472m）など2,000mから1,500m級の山峰が連なり、その稜線は鋭く切れ込んだナイフエッジとなっており、風化浸蝕が進み、山容はいずれも峻険で深い溪谷を刻んでいる。

特徴的なものとして、ピパイロ岳西方の1,958mの無名峰から南部のトヨニ岳（1,493m）までの間の、主稜及び支稜の東斜面と北斜面の谷頭部では氷河期における氷蝕（ひょうしょく）地形の圏谷（カール）がみられる。

山脈の裾野は、日高側では河川流域に広大なトドマツ・エゾマツの針葉樹林帯が多く、十勝側では溪谷沿いにミズナラ・オヒョウ・エゾイタヤ・ドロノキなどの広葉樹を主体とした針広混交林や広葉樹林帯となっており、すぐれた森林景観を呈している。

高山植物は山岳の標高が低く、また急峻な地形のため概して貧弱であり、尾根や山頂、沢の上部、カールなどに出現するが規模は小さい。しかしながら通常みられるハイマツなどの高山植物に加え、稀産種としてのヒメハナワラビ・クモマユキノシタや日高山脈固有種であるカムイビランジ・ヒダカミネヤナギ・ヒダカゲンゲなどがみられ、さらに隔離分布種のナンブイヌナズナ・カトウハコベやチロロ岳・戸蔦別岳などの超塩基性岩の指標植物としてムシトリスミレ・ユキバヒゴタイなど貴重な植生が見られる。

動物では、ヒグマやキタキツネ、エゾサンショウウオ、ホシガラスなどが見られる。

利用形態は、山岳への登山と日勝峠での風景鑑賞が主となっている。

2 管理の基本的方針

- (1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

(ア) 幌尻岳を最高峰とするナイフェッジの峻険な連峰や鋭く切れ込んだ深い溪谷、高山植物群落や氷蝕地形の圏谷（カール）がある山岳景観

(イ) 針葉樹林や針広混交林、広葉樹林などの優れた森林景観

イ 保全対象の保全方針

(ア) 本地域の優れた自然環境及び風致景観を適切に保護するために、従来からの取扱を勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。

(イ) 本管理計画区の主要な構成要素である山岳景観を保全する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路、歩道（登山道）、駐車場などについて、自然環境に配慮した施設整備のあり方や利用者の安全対策などを図る。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(ア) 利用拠点やその周辺地域及び道路沿いの自然環境との調和を図るため、建築物、看板類のデザイン、色彩などのあり方や電力・電話線の埋設化などについて推進する。

(イ) 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃などについて推進を図る。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

快適な利用と自然とのふれあいを進めるため、自然探勝・登山などの公園利用の推進や、無秩序な利用の規制などについて検討する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）」及び「北海道国定公園許可届出事務取扱要領（平成12年3月31日付け自然第1361号環境生活部長通知）」によるほか、次によるものとする。

ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	形状、色彩等については、周辺の自然環境と調和を図るため、次のとおり取り扱うこととする。 ① デザイン、色彩、材料 ア) 屋根の形状 原則として勾配のある形状（切妻、寄棟等）とするが、無落雪などのため、やむを得ず陸屋根とする場合には、落ち着いたデザイン、色彩等となるよう配慮し、傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）などを付ける。

<p>(2) 道路</p> <p>(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等</p> <p>(4) その他工作物</p>	<p>イ) 屋根の色彩 原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色又は群青色とする。</p> <p>ウ) 外壁の色彩 原則としてクリーム色、グレー色、白色、アイボリー、ベージュ、茶色系統又は自然素材のままの色彩とする。</p> <p>エ) デザイン、材料 出来るだけ自然材料を使用し、また外部デザインは、極力、単純な形態として、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</p> <p>② 修景緑化方法 建築物の周囲には、可能な限り現地産樹木等により修景のための植栽を行う。</p> <p>① 防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。</p> <p>② 防雪柵やロックネット・ロックフェンス等は、極力単純な形状とし、色彩は灰色又はこげ茶色とする。</p> <p>① 基本方針 電柱の新設に当たっては、周辺の環境を損なわないようにするため、電力、電話の共架を指導するとともに、利用拠点では可能な限り地下埋設とするよう指導する。</p> <p>② 色彩 原則として灰色又は焦げ茶色とする。</p> <p>① 基本方針 色彩は、原則として灰白色系統、又はこげ茶色系統とし、風致上重要な地区については、周囲の自然となじむような色彩となるよう、使用材料などについて指導する。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>利用拠点の周辺、公園車道及び歩道沿線においては、自然環境の保全に留意した施業方法となるよう協力を求めるものとする。</p>
<p>3 鉱物の掘採又は土石の採取</p>	<p>風致上の支障が少なく、公益上の必要があると認められるものであって、当該地域以外においてはその目的を達成する事ができない場合を除き、原則として、業として行う大規模な鉱物の掘採又は土石の採取は認めない。</p>
<p>4 河川、湖沼の水位等の増減</p>	<p>公益上必要な行為及び農業又は漁業に付随する行為以外は原則として認めない。</p>
<p>5 広告物 (1) 指導標・案内板</p>	<p>① 基本方針 利用者に情報を提供するために設置する指導標、案内板などの公共</p>

(2) 営業用広告物	<p>的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとなるよう指導する。</p> <p>② 設置場所 利用上の効果を考えて、適切な設置箇所を検討するとともに展望や風致に支障がないよう配慮する。</p> <p>③ 色彩 原則として白、黒、こげ茶を基調とする。ただし、赤、青、緑等の原色であってもシンボルマークなどの部分的な使用であれば認める。原則として設置を認めない。</p>
------------	---

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領」（平成12年3月31日付け自然第1362号環境生活部長通知）によるほか、次によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全路線	付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。また、法面等の緑化については、既存植生に配慮しながら早期に緑化する。
	日高清水線 (一般国道274号)	本線は、日高町内から清水町内に至る道路で、沙流川源流原始林の鑑賞、日勝峠からの展望など本公園の主要利用ルートとなっている。今後の道路改良に当たっては、沿道の森林植生の保護に留意する。
	額平川線	本線は、平取町からの日高山脈の最高峰である幌尻岳の登山ルートへ連絡する路線である。今後の道路改良に当たっては、周辺の自然環境や風致の維持に配慮する。
	新冠川線	本線は、新冠町から奥新冠ダムに至る路線で、幌尻岳、エサオマントッタベツ岳へのアプローチ道路となっている。危険箇所も多いことから道路改良に当たっては、交通安全対策を講ずることとする。
	ペテガリ線	本線は、静内町からペテガリ岳登山ルートへ連絡する路線である。危険箇所も多いことから道路改良に当たっては、交通安全対策を講ずることとする。

2 道路 (歩道)	全路線	付帯する建築物の取扱については、第 2. 3. (1). ア. 1. (1) と同様とする。
	戸蔦別岳線	本線は、帯広市エサオマントッタベツ川の出合・公園境界から戸蔦別岳に至る登山道である。今後の整備に当たっては、歩道危険箇所を改良するなど関係機関と調整を図り、利用者の安全を確保するとともに、極力、立木の伐採が生じないように努め自然環境に配慮する。
	エサオマントッタベツ岳線	本線は、帯広市エサオマントッタベツ川の出合・歩道分岐点からエサオマントッタベツ岳に至る登山道である。今後の整備に当たっては、歩道危険箇所を改良するなど関係機関と調整を図り、利用者の安全を確保するとともに、極力、立木の伐採が生じないように努め自然環境に配慮する。
	札内岳線	本線は、帯広市ピリカペタヌ沢・公園境界から札内岳に至る登山道である。今後の整備に当たっては、歩道危険箇所を改良するなど関係機関と調整を図り、利用者の安全を確保するとともに、極力、立木の伐採が生じないように努め自然環境に配慮する。
	北・中部日高縦走線	本線は、ピパイロ岳歩道分岐から北戸蔦別岳・戸蔦別岳を經由し、エサオマントッタベツ岳・カムイエクウチカウシ山に至る縦走登山道である。今後の整備に当たっては、関係機関と調整を図り、歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
	チロロ岳線	本線は、日高町チロロ岳の肩・公園境界から千呂露川三股・歩道合流点（ピパイロ岳線）に至る登山道である。今後の整備に当たっては、関係機関と調整を図り、歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
	ピパイロ岳線	本線は、日高町千呂露川・公園境界からピパイロ岳をへて芽室町美生川八ノ沢出合・公園境界に至る登山道である。今後の整備に当たっては、関係機関と調整を図り、歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
	北戸蔦別岳線	本線は、日高町二岐沢・公園境界から北戸蔦別岳山頂に至る登山道である。今後の整備に当たっては、関係機関と

	調整を図り、歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
幌尻岳線	本線は、日高町額平川線車道終点からと新冠町奥新冠ダム園地から幌尻岳、七ツ沼カール分岐・歩道合流点に至る登山歩道である。今後の整備に当たっては、関係機関と調整を図り、歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
新冠川連絡線	本線は、新冠町奥新冠ダム園地歩道分岐点から新冠川上流二股・歩道合流点（北・中部日高縦走線）に至る登山歩道で、新冠川に沿った沢コースである。今後の整備に当たっては、関係機関と調整を図り、歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
ルベツネ・中ノ岳縦走線	本線は、静内町と大樹町の境界線であるルベツネ岳からペテガリ岳、中ノ岳へ至る稜線の縦走登山道で計画路線である。整備に当たっては、今後の利用動向などを踏まえながら、関係機関と調整を図り、自然環境に配慮したルートとする。
ペテガリ岳西尾根線	本線は、静内町ペテガリ岳登山口からペテガリ岳西尾根を通りペテガリ岳山頂に至る登山道である。整備に当たっては、今後の利用動向などを踏まえながら、関係機関と調整を図り、歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
神威岳線	本線は、浦河町ニシュオマナイ川・公園境界から神威岳山頂に至る登山道である。この歩道は、比較的整備されており、今後は歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
野塚岳線	本線は、浦河町字上杵臼の一般国道236号から野塚岳山頂に至る計画路線である。整備に当たっては、今後の利用動向などを踏まえながら、関係機関と調整を図り、自然環境に配慮したルートとする。
楽古岳線	本線は、浦河町メナシュンベツ川二股・公園境界から楽古岳山頂をへて広尾町札楽古川右股沢・公園境界に至る登山道である。この歩道は、比較的整備されており、今後は

		歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
	芽室岳線	本線は、清水町芽室岳中間尾根の公園境界から芽室岳山頂に至る登山道である。この歩道は、比較的整備されており、今後は歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
	剣山線	本線は、清水町旭山・公園境界から剣山山頂に至る登山道である。この歩道は、比較的整備されており、今後は歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
	カムイエクウチカウシ線	本線は、中札内村の札内川七ノ沢出合からカムイエクウチカウシ山山頂に至る登山道である。今後の整備に当たっては、歩道危険箇所を改良するなど関係機関と調整を図り、利用者の安全を確保するとともに、極力、立木の伐採が生じないように努め自然環境に配慮する。
	コイカクシュサツナイ岳線	本線は、中札内村コイカクシュサツナイ川出合宿舎からコイカクシュサツナイ岳山頂に至る登山道である。今後の整備に当たっては、歩道危険箇所を改良するなど関係機関と調整を図り、利用者の安全を確保するとともに、極力、立木の伐採が生じないように努め自然環境に配慮する。
	ペテガリ岳東尾根線	本線は、大樹町ポンヤオロマップ岳・公園境界からペテガリ岳東側1, 573mピーク・歩道合流点に至る登山道である。今後の整備に当たっては、関係機関と調整を図り、歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
	トヨニ岳線	本線は、広尾町の一般国道236号からトヨニ岳上二股左沢を遡行し、稜線部の歩道を経てトヨニ岳山頂に至る登山道である。今後の整備に当たっては、関係機関と調整を図り、歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境に配慮する。
3 宿舎	全域	デザイン、色彩及び材料については第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	エサオマントッタベツ川出合	当該宿舎(山小屋)は、帯広市のトッタベツ川出合・公園境界付近に位置し、エサオマントッタベツ岳への十勝側登山ルートの基点として施設整備を行う。

	額平川	当該宿舎（山小屋）は、平取町の額平川線道路（車道）の終点から、同河川の沢づたいに約3 km 程度幌尻岳に登った平坦地にあり、すでに幌尻岳の主要登山拠点として（幌尻山荘）利用されている。今後の整備は、現施設の改良程度とする。
	ペテガリ登山口	当該宿舎（山小屋）は、静内町のコイカクシュシビチャリ川沿いの林道約6 km 程の平坦地にあり、ペテガリ岳の主要登山拠点として（ペテガリ山荘）利用されている。今後の整備は、現施設の改良程度とする。
	楽古岳	当該宿舎（山小屋）は、浦河町のメナシュンベツ川二股・公園境界にあり、楽古岳の登山基地として利用されている。今後の整備は、現施設の改良程度とする。
	コイカクシュサツナイ川出合	当該宿舎（山小屋）は、中札内村の一般道々静内・中札内線との交点付近に位置し、すでにコイカクシュサツナイ岳の登山基地として（札内ヒュッテ）利用されている。今後の整備は、現施設の改良程度とする。
4 園地	全域	付帯する建築物の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	日勝峠	日高町側日勝峠（一般国道274号）の上部の稜線の園地で日高山系のペケレベツ岳や沙流川源流原始林の樹海などを展望する利用拠点として展望休憩所、公衆トイレなどが整備されている。今後は利用動向などを踏まえながら、既存施設の再整備を行う。
	奥新冠ダム	新冠町所在の北海道電力（株）奥新冠ダムから幌尻岳、エサオマントツタベツ岳への登山基地となる園地（計画）である。整備に当たっては利用動向などを踏まえながら自然環境に配慮するとともに、野営場（計画）と一体となった整備も検討する。
	野塚岳山麓	一般国道236号と野塚岳線道路（歩道）の交点付近に位置する登山拠点となる園地（計画）で、今後の整備に当たっては、自然環境に配慮した整備を行う。

	剣山	清水町所在の剣山登山の利用拠点としての園地（計画）で、今後の整備に当たっては、利用動向などを踏まえながら、自然環境に配慮した整備を行う。
	ピョウタンの滝	札内川のピョウタンの滝付近に位置する園地で、休憩舎、公衆トイレ、駐車場、園路などが整備されている。今後の整備に当たっては、利用動向などを踏まえながら、自然環境に配慮した整備を行う。
	豊似川二股	トヨニ岳登山の利用拠点としての園地（計画）で、今後の整備に当たっては、利用動向などを踏まえながら、自然環境に配慮した整備を行う。
5 野営場	全域	付帯する建築物の取扱いについては、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	奥新冠ダム	新冠町の奥新冠ダムから幌尻岳、エサオマントッタベツ岳への登山基地としての野営場（計画）である。今後の整備に当たっては利用動向などを踏まえながら自然環境に配慮して、隣接する園地と一体的な整備を図る。
	ペテガリ登山口	静内町のペテガリ岳登山口に位置する野営場（計画）である。整備に当たっては隣接する宿舎（山小屋）事業と調整しながら利用動向などを踏まえ整備を図る。
	ピョウタンの滝	ピョウタンの滝周辺は、景観に優れ、自然探勝としてすでに園地と合わせて施設整備がされている。今後は、周辺の自然環境に配慮し、効果的な施設改良を行う。
6 スキー場	日勝	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」（平成3年6月7日付環自国第315号自然保護局長通知）により取り扱う。
7 運動場	ピョウタンの滝	公園利用者が主に野外においてスポーツを行う施設で、すでに整備されており、今後は施設改良にとどめることとする。
8 避難小屋	全域	施設の設置場所については、自然環境に配慮するものとし、建築物の取扱いについては、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

登山及び自然探勝等の利用を目的とした道路（歩道）・宿舎（山小屋）・園地・野営場の整備計画・要望があるが、公園計画及び公園事業決定事項に基づき、周辺の風致景観や自然環境の保護に配慮しながら、利用者のニーズにも対応できる施設になるよう関係機関と調整を図る。また、施設の規模についても立地条件・利用動向等を考慮し、適正規模とする。

(2) 一般公共施設

車道の整備改良に当たっては、交通安全を確保するとともに風致景観の維持を図るため、極力、現道を利用するよう努める。特に、自然林内を通る部分の改良等に当たっては、出来る限り、立木の伐採などが生じないように努め、未開通部分の車道整備に当たっては、安全面を重視するとともに自然環境の保全に留意する。

(3) その他の大規模開発

ダムサイトや湛水水域の修景緑化及び必要に応じて整備する管理施設等の風致景観への影響が少なくなるように配慮する。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

当該地区は、幌尻岳・札内岳・ペテガリ岳・楽古岳などの山麓から高山帯に至る森林・高山植物・圏谷（カール）等、自然教育活動や自然観察会等を行う場所として最適の自然環境にあることから関係機関が協力して地元市町村及び支庁を主体とした専門の講師による自然観察会、探鳥会等の行事が定期的で開催されるよう努める。

また、観光協会・公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関する資料の作成配布や自然解説・自然教室活動等を行うこととし、地域の自然や人文解説などのための博物展示施設やインフォメーションセンター等の設置についても検討する。

さらに、探勝歩道や登山歩道については、解説板などの施設の充実を図り、関係機関の協力のもとに、セルフガイド用のパンフレットの作成を進める。

(2) 利用の規制

ア 自動車等の利用規制

一般車両による公園利用が多くなってきているので、主要利用拠点においては、適切な規模の駐車場を整備するとともに、園地・歩道等に自動車が乗り入れしないよう、注意標識や車止め等設置などを講ずる。

イ 野営の規制

野営場の適切な管理を図り、野営場以外での野営の防止などについて、関係機関の協力を得ながら指導する。

ウ 植生保護のための利用指導

高山植物が生育しているところについては、歩道以外の立ち入りを行わないよう指導する。

エ 静穏な環境等の維持

自然公園にふさわしい静かな環境の維持に努める。特に利用拠点での案内放送は必要最小限とし、また、音楽放送は行わないよう指導するものとする。

(3) 利用者の安全対策

当該地区には、園地や歩道等が整備されているので既存防護柵の点検や注意看板の設置を行い、利用者の安全確保に努める。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

当該地区の美化清掃は、各公園利用施設や各事業施設については、それぞれの設置管理者が実施しており、公共的施設については、地元市町村が主体になって実施している。

今後、余暇活動のフィールドとして、利用者の増加が考えられることから、地域住民と関係機関が一体となって、一斉清掃や清掃登山会等を行い、計画的な美化清掃に取り組む。

また、ゴミ・空き缶等の投げ捨て防止や産業廃棄物などの不法投棄防止について、広報誌等により地域住民や関係機関に周知を図り、協力を求める。

(2) 修景緑化計画

道路や建築物周辺の修景緑化に当たっては、当該地に生育する樹木と同種の樹木による修景植栽の実施を基本とし、周囲の森林植生と調和させるよう事業者を指導する。

道路などの法面については、早期緑化を図るために、一般的に使用されている草本種を認めるが、この場合でも現地の植生状況を踏まえ、先駆種を選定、播種し、在来植生への移行を促進させる。また、当該地に生育する樹木の植栽についても検討する。

第3 アポイ岳周辺地区管理計画区

1 地域の概要

アポイ岳（810.6m）、吉田山（780m）、ピンネシリ（958.2m）一帯のアポイ山塊と東隣に位置する幌満山の全山は、新生代第3紀末まで続いた日高造山運動とかかわりをもつダンかんらん岩、輝石かんらん岩、斜長石かんらん岩などの超塩基性岩からできており、尾根やその斜面に露出する。

標高の低い所から海岸岩質荒原、海岸草原、低湿原、落葉広葉樹林、針葉樹林、ハイマツ群落、お花畑となるが、低い標高にもかかわらず、高山地帯のような寒地植物や珍しい植物群落を見ることができる。

海岸岩質荒原である一般国道336号沿いの海食崖では、エゾイヌナズナ、ミヤマトウキ、エゾカンゾウ、エゾスカシユリ、エゾカワラナデシコ、ヒダカミセバヤ、コハマギクなどの植物がみられる。

海岸草原は、海食崖の上部や海食崖の崩壊地と海岸段丘上に形成されており、ハマ

エンドウ、センダイハギ、エゾフウロ、マルバトウキなどの植物がみられる。

低湿原は、山麓や中腹で見られるが、いずれも小規模で、一部にオオミズゴケやウロコミズゴケとエゾイツツジからなる高層湿原状の所もあるがそのほとんどは、ハンノキやキタヨシとスゲ類の湿原である。また、湿原には、アポイ岳固有種であるエゾイヌノヒゲ、ヒメシカクイが見られる。

落葉広葉樹林は、主として南側の山麓や東側の山麓に形成され、多くは、過去に森林施業がなされたミズナラ、エゾイタヤの二次林である。

針葉樹林は、山麓から頂上付近標高700メートルまでの大部分を占め、優占種によってエゾマツトドマツ林、トドハダゴヨウアカエゾマツ林に分類できる。また、幌満側では、北海道稀産のゴレツミズゴケの団塊がみられる。

ハイマツ群落は、アポイ岳の山頂では見られず、幌満お花畑・ピンネシリ付近で発達するほか馬の背お花畑や吉田山お花畑に塊状となって散在している。

ハイマツ群落と平行して形成されるお花畑の代表として馬の背お花畑、幌満お花畑、吉田山お花畑が挙げられる。

馬の背お花畑は監視小屋（標高500m）から頂上に至る西尾根の南側斜面と北側斜面で、アポイアズマギク、エゾコウゾリナ、アポイカラマツ、ヒメエゾネギ、アポイゼキショウ、アポイツメクサ、アポイクワガタ、サマニオトギリなどかんらん岩に関係のある日高山脈やアポイ岳山塊に固有な高山植物がある。

幌満お花畑は、幌満へ向かう南尾根の西斜面に形成され、見られる植物のほとんどは馬の背と同様であるが、ヒダカソウ、ミヤマハンモドキ、エゾルリムラサキ、アポイカンバ、チングルマが目立ち、アポイキンバイ、ヒメシラネニンジン、チシマフウロなども見られる。

吉田山お花畑は、アポイ岳頂上から吉田山に至る北尾根の西斜面と東斜面の一部に形成され、エゾルリムラサキ、アポイキンバイ、ヒダカイワザクラ、サマニユキワリ、ミヤマハンモドキなどが目立ち、エゾツツジ、ガンコウランなども見られる。

総じてアポイ岳周辺の植物の特徴は、その種類が約800種もあること、そして、その中には多くの固有種が含まれていること、山が低いにもかかわらず高山植物が多く、北方系と南方系の植物が錯綜していること、ダケカンバ林がハイマツ群落の出現する所より高い所にも形成され、垂直分布が異常であることが挙げられる。

野生動物について特筆されるものとして、アポイ岳山塊にナキウサギが多数生息し、昆虫ではアポイ岳で1973年にヒメチャマダラセセリが日本未記録の蝶として発見され、1975年に天然記念物に指定されている。

その他に特筆されるものとして、史跡名勝天然記念物としてアポイ岳高山植物群落、幌満ゴヨウマツ自生地が地域指定されている。

2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

(ア) アポイ岳からピンネシリにかけての山岳景観、稜線部を中心とした植物景観

(イ) アポイ岳東側の幌満山の地域に分布するキタゴヨウマツの森林景観

(ウ) 幌満地区のダムと溪谷景観

(エ) 冬島海岸段丘と日高耶馬溪の海食崖の海岸景観

イ 保全対象の保全方針

(ア) 本地域の優れた自然環境及び風致景観を適切に保護するために、従来からの取扱を勘案しつつ、各種行為に対する指導基準を定める。

(イ) 本管理計画区の主要な構成要素である山岳景観、植物景観、森林景観、溪谷景観及び海食崖景観を保全する

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路、歩道（登山道）、駐車場などについて、自然環境に配慮した施設整備のあり方や利用者の安全対策などを図る。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(ア) 利用拠点やその周辺地域及び道路沿いの自然環境との調和を図るため、建築物、看板類のデザイン、色彩などのあり方や電力・電話線の埋設化などについて推進する。

(イ) 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃などについて推進を図る。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

快適な利用と自然とのふれあいを進めるため、自然探勝・登山などの公園利用の推進や、無秩序な利用の規制などについて検討する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）」及び「北海道国定公園許可届出事務取扱要領（平成12年3月31日付け自然第1361号環境生活部長通知）」によるほか、次の取扱方針によるものとする。

ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	形状、色彩等については、周辺の自然環境と調和を図るため、次のとおり取り扱うこととする。 また、太平洋及び海蝕崖の展望に著しい支障となる建築物は認めない。 ① デザイン、色彩、材料 ア) 屋根の形状 第2.3.(1).ア.1.(1).①.ア)と同様とする。 イ) 屋根の色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).①.イ)と同様とする。

<p>(2) 道路 (3) 電柱、鉄塔アンテナ等 (4) その他工作物</p>	<p>ウ) 外壁の色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).①.ウ)と同様とする。</p> <p>エ) デザイン、材料 第2.3.(1).ア.1.(1).①.エ)と同様とする。</p> <p>② 修景緑化方法 第2.3.(1).ア.1.(1).②と同様とする。</p> <p>第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。</p> <p>第2.3.(1).ア.1.(3)と同様とする。</p> <p>第2.3.(1).ア.1.(4)と同様とする。</p>
<p>2 木竹の伐採</p>	<p>第2.3.(1).ア.2と同様とする。</p>
<p>3 鉱物の堀採 又は土石の採取</p>	<p>第2.3.(1).ア.3と同様とする。</p>
<p>4 広告物 (1) 指導標・案内板 (2) 営業用広告物</p>	<p>① 基本方針 第2.3.(1).ア.5.(1).①と同様とする。</p> <p>② 設置場所 第2.3.(1).ア.5.(1).②と同様とする。</p> <p>③ 色彩 第2.3.(1).ア.5.(1).③と同様とする。</p> <p>① 基本方針 公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の風致に支障を与えないよう指導する。</p> <p>② 設置場所 ア) 原則として、現に営業を行っている自己の敷地内以外には、設置を認めない。 イ) 店舗、事業所等へ誘導するために行われるものにあつては、設置目的や地理的条件などに照らして必要と認められるものについて、進路分岐点での誘導標識の設置を認めるが、多数設置されている地区にあつては、集合看板とする。</p> <p>③ 色彩 第2.3.(1).ア.5.(1).③と同様とする。</p>
<p>5 水面の埋立</p>	<p>原則として、漁港整備など公共事業及び農林漁業として必要な行為以</p>

	外は認めない。
--	---------

イ 普通地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (建築物)	公園内の普通地域における建築物の新築、改築、増築に当たっては、周辺地域の風景に与える影響が予測されるため、原則として建築物の高さは、周囲の樹木の高さを考慮して、最高15mとする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領」(平成12年3月31日付け自然第1362号環境生活部長通知)によるほか、次によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路(車道)	全路線	付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。また、法面等の緑化については、既存植生に配慮しながら早期に緑化する。
	アポイ線	本線は、様似町字冬島からアポイ岳登山口に至る路線で、アポイ岳登山の主要利用拠点ルートになっている。今後の道路改良に当たっては、極力、現道を利用し、自然環境に配慮する。
	幌満峡谷線	本線は、様似町字幌満から幌満溪谷をへて幌満ダム、様似町字大泉に至る道路で、アポイ岳幌満ルート、ピンネシリ登山ルート、幌満山のアプローチ道路にもなっている。今後の道路改良に当たっては、周辺の自然環境に配慮しながら、歩道を併設した道路とする。
	冬島旭線 (一般国道 336号)	本線は、様似町字冬島ポンサヌシベツ川の公園境界から幌満川の公園境界に至る道路で、日高耶馬溪と称される海食崖景観に優れた路線である。今後の道路改良に当たっては、周辺の自然環境などに配慮する。

2 道路（歩道）	全路線	付帯する建築物の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	アポイ岳線	本線は、様似町アポイ岳登山口園地からアポイ岳山頂、吉田山をへてピンネシリの肩・公園境界に至る登山道である。この歩道は、優れた景観が楽しめるとともに多くの高山植物が見られる一般向きのコースである。今後の整備に当たっては、関係機関と調整を図り、歩道の改良程度にとどめるなど、自然環境特に高山植物に配慮する。
3 宿舎	アポイ岳登山口	当該宿舎は、様似町のアポイ岳山麓に位置し、アポイ岳登山の利用拠点として、今後の利用動向などを踏まえながら整備する。 デザイン、色彩及び材料については第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
4 園地	全域	付帯する建築物の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。
	幌満ダム	様似町所在の幌満ダム湖周辺に位置する園地（計画）である。今後は、利用動向などを踏まえながら、自然環境に配慮して整備を行う。
	アポイ岳登山口	様似町所在のアポイ岳山麓の園地で休憩所・公衆トイレ・駐車場・園路などが整備されている。今後は、アポイ岳登山などの利用拠点として利用動向などを踏まえながら、既存施設の再整備を行う。
	幌満	様似町所在の幌満川沿いに約2kmさかのぼった地区の園地で探勝歩道が整備されている。今後は、利用動向などを踏まえながら、自然環境に配慮して整備を行う。
5 野営場	アポイ岳登山口	アポイ岳登山の利用拠点として様似町のアポイ岳山麓自然公園と一体となって野営場が整備されている。今後は、様似町と調整を図りながら、効果的な施設改良を行う。 付帯する建築物の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)と同様とする。

--	--	--

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

第2.4.(1)と同様とする。

(2) 一般公共施設

第2.4.(2)と同様とする。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

当該地区は、アポイ岳山麓から高山帯に至る森林、高山植物等、自然教育活動や自然観察会等を行う場所として最適の自然環境にあることから関係機関が協力して地元市町村及び支庁を主体とした専門の講師による自然観察会、探鳥会等の行事が定期的で開催されるよう努める。

また、観光協会・公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関する資料の作成配付や自然解説・自然教室活動等を行うこととし、地域の自然や人文解説などのための博物展示施設やインフォメーションセンター等の設置についても検討する。

さらに、探勝歩道や登山歩道については、解説板などの施設の充実に図り、関係機関の協力のもとに、セルフガイド用のパンフレットの作成を進める。

(2) 利用の規制

ア 自動車等の利用規制

第2.5.(2).アと同様とする。

イ 野営の規制

第2.5.(2).イと同様とする。

ウ 植生保護のための利用指導

第2.5.(2).ウと同様とする。

エ 静穏な環境等の維持

第2.5.(2).エと同様とする。

(3) 利用者の安全対策

第2.5.(3)と同様とする。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

第2.6.(1)と同様とする。

(2) 修景緑化計画

第2.6.(2)と同様とする。

第4 広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区管理計画区

1 地域の概要

海岸と襟裳岬背後の丘陵地帯は、主として海岸段丘の発達により海拔350メートルまでの間に4つの段丘面がはっきり区別される。

広尾から庶野にかけての一般国道336号（通称黄金道路）沿いの海岸岩質荒原ではエゾイヌナヅナ・ミヤマトウキ・エゾカンゾウ・エゾスカシユリ・エゾカワラナデシコなどの植物が見られ、百人浜では国有林のクロマツの人工林が一带を占め、えりも岬の風衝地ではエゾミヤコザサが占めている。

百人浜の西側丘陵地と襟裳岬の海岸段丘帯にはツリガネニンジン・エゾカンゾウ・エゾルリトラノオ・エゾカワラナデシコなどの高山植物が見られる。

野生動物に関し、特筆されるものとして、豊似湖周辺の岩礫地にはナキウサギが生息しており、南限地といわれている。また、襟裳岬はゼニガタアザラシの繁殖地であり、南限の生息地として極めて貴重である。

利用形態は、襟裳岬における展望利用が主となっている。

2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

(ア) 広尾から庶野地区を走る一般国道336号（通称黄金道路）沿いの海食崖と海岸岩礁景観

(イ) 豊似湖を中心とする丘陵地帯

(ウ) 百人浜の海岸砂丘上の原生花園

(エ) 襟裳岬の岩礁・風衝地景観

イ 保全対象の保全方針

(ア) 日高山脈地区管理計画区と同様とする。

(イ) 当該管理計画区の主要な構成要素である海食崖景観・植物景観を保全する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

適正で安全かつ快適な公園利用を推進するため、各利用拠点及びこれらを連絡する道路、歩道（登山道）、駐車場などについて、自然環境に配慮した施設整備のあり方や利用者の安全対策などを図る。

イ 利用施設の整備及び管理方針

(ア) 利用拠点やその周辺地域及び道路沿いの自然環境との調和を図るため、建築物、看板類のデザイン、色彩などのあり方や電力・電話線の埋設化などについて推進する。

(イ) 公園内の公共施設の維持管理及び地区の美化清掃などについて推進を図る。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

快適な利用と自然とのふれあいを進めるため、自然探勝・登山などの公園利用の推進や、無秩序な利用の規制などについて検討する。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

「自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）」及び「北海道国定公園許可届出事務取扱要領（平成12年3月31日付け自然第1361号環境生活部長通知）」によるほか、次の取扱方針によるものとする。

ア 特別地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物 (2) 道路 (3) 電柱、鉄塔アンテナ等 (4) その他工作物	<p>形状、色彩等については、周辺の自然環境と調和を図るため、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>また、太平洋及び海蝕崖の展望に著しい支障となる建築物は認めない。</p> <p>① デザイン、色彩、材料</p> <p>ア) 屋根の形状 第2.3.(1).ア.1.(1).①.ア)と同様とする。</p> <p>イ) 屋根の色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).①.イ)と同様とする。</p> <p>ウ) 外壁の色彩 第2.3.(1).ア.1.(1).①.ウ)と同様とする。</p> <p>エ) デザイン、材料 第2.3.(1).ア.1.(1).①.エ)と同様とする。</p> <p>② 修景緑化方法 第2.3.(1).ア.1.(1).②と同様とする。</p> <p>第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。</p> <p>第2.3.(1).ア.1.(3)と同様とする。</p> <p>第2.3.(1).ア.1.(4)</p>
2 木竹の伐採	第2.3.(1).ア.2と同様とする。
3 鉱物の堀採又は土石の採取	第2.3.(1).ア.3と同様とする。
4 広告物 (1) 指導標・	① 基本方針

案内板	第2.3.(1).ア.5.(1).①と同様とする。
(2) 営業用広告物	② 設置場所 第2.3.(1).ア.5.(1).②と同様とする。
	③ 色彩 第2.3.(1).ア.5.(1).③と同様とする。
	① 基本方針 第3.3.(1).ア.4.(2).①と同様とする。
	② 設置場所 第3.3.(1).ア.4.(2).②と同様とする。
	③ 色彩 第2.3.(1).ア.5.(1).③と同様とする。
	5 水面の埋立

イ 普通地域

行為の種類	取 扱 方 針
1 工作物 (建築物)	第3.3.(1).イ.1と同様とする。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「北海道国定公園事業取扱要領」（平成12年3月31日付け自然第1362号環境生活部長通知）によるほか、次によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路（車道）	全路線	付帯施設等の取扱については、第2.3.(1).ア.1.(1)及び第2.3.(1).ア.1.(2)と同様とする。また、法面等の緑化については、既存植生に配慮しながら早期に緑化する。
	襟裳岬線	本線は、えりも町字東洋から襟裳岬を經由し庶野市街地に至る連絡道路である。今後の整備については、歩道及びサイクリングロードを併設した整備を検討するものとする。
	豊似湖線	本線は、えりも町字目黒市街を流れる猿留川上流の

		公園境界から豊似湖に至る道路である。今後の道路改良に当たっては、既存の林道改良にとどめ、出来る限り、立木の伐採が生じないように努めるなど、周辺の自然環境に配慮する。
	黄金道路線 (一般国道 336号)	本線は、広尾町広尾川の公園境界からえりも町字庶野市街地に至る道路で、太平洋を背景として切り立った海食崖、大小の奇岩、岩礁が連なる本公園の主要利用道路となっている。今後の道路改良に当たっては、周辺の自然環境などに配慮する。
2 園地	豊似湖	えりも町所在の豊似湖に位置する園地で、公衆トイレが整備されている。今後の整備に当たっては、利用動向を踏まえて深山幽谷の雰囲気損なわないように整備を行う。
	庶野	えりも町字庶野市街地に位置する園地で、公衆トイレ・駐車場・休憩舎などが整備されている。今後の整備に当たっては、既存施設の再整備を行う。
	百人浜	えりも町所在の百人浜地区に、悲恋沼付近の湿地性の草花や海浜景観を展望する園地として、公衆トイレ・駐車場・散策歩道などが整備されている。今後の整備に当たっては、利用動向などを踏まえながら湿性植物や海浜植物に配慮した整備を行う。
	襟裳岬	えりも町字えりも岬の先端部に位置する園地で、休憩所・駐車場・公衆トイレ・園路などが整備されているが、今後の整備に当たっては、施設改良程度にとどめる。
	音調津	広尾町音調津の黄金道路沿いに十勝海岸を眺望する園地(計画)である。今後の整備に当たっては、利用動向などを踏まえながら整備する。

4 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

第2.4.(1)と同様とする。

(2) 一般公共施設

第2.4.(2)と同様とする。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

当該地区は、海岸植生や岩礁の動物、海藻、海鳥など多くの観察対象が存在する自然観察の適地であることから関係機関が協力して地元市町村及び支庁を主体とした専門の講師による自然観察会、探鳥会等の行事が定期的に行われるよう務める。

また、観光協会・公園事業者の協力を得ながら、自然解説に関する資料の作成配付や自然解説・自然教室活動等を行うこととし、地域の自然や人文解説などのための博物展示施設やインフォメーションセンター等の設置についても検討する。

さらに、探勝歩道や登山歩道については、解説版などの施設の充実を図り、関係機関の協力のもとに、セルフガイド用のパンフレットの作成を進める。

(2) 利用の規制

ア 自動車等の利用規制

第2.5.(2).アと同様とする。

イ 野営の規制

第2.5.(2).イと同様とする。

ウ 植生保護のための利用指導

第2.5.(2).ウと同様とする。

エ 静穏な環境等の維持

第2.5.(2).エと同様とする。

(3) 利用者の安全対策

第2.5.(3)と同様とする。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

第2.6.(1)と同様とする。

(2) 修景緑化計画

第2.6.(2)と同様とする。